

第386号

2014年

1月9日

どついたニュース

全損保日動外勤支部

東京都中央区銀座5-13-7

東銀座東京海上日動ビル1階

電話 03-3542-9857

FAX 03-3542-9858

教宣部 発行

明けましておめでとうございます。

組合員の皆さん、明けましておめでとうございます。新しい年を迎えることを共に喜びあいたいと思います。

私たちの損保業界の動きは昨年よりまして、スピードアップしており、募集網に対する攻撃が厳しくなることも予測されます。私たちはこの動きをしっかりと分析し、流されることなく、全員が組合に結集し、知恵を絞って乗り越えていかなければなりません。

課題は山積していますが、全組合員の団結と結集で、着実に前を向いてすすんでいきましょう。

2014年 正月 全損保日動外勤支部

執行委員長 川田 隆彦

事務折衝報告

支部執行部は12月17日（火）、「家族手当支給基準の改定」「東海日動社の中間決算」「特定マーケットに対する特約や割引」「通勤・業務時のガソリン代」「まごころ社に移行したものの連絡体制」の各項目について、18時00分から事務折衝を開催しました。交渉内容は以下の通りです。

出席者

組合側：田中書記長、中嶋副書記長、小野寺執行委員

会社側：桑田、浅野、書記

家族手当支給基準の改定について

組合）前回提案のあった、家族手当支給基準の改定についての説明を求める。

会社）全体的な内容は同じだが、第1条の中身を別けて記載した。理由は第4条の②③④の修正漏れがあった為、今回改訂する。

組合) 第5条の削除については職種変更者の経過措置5年が経過したという理解でよいのか。

会社) その通りである。

組合) 第1条の支給対象者について現在55歳に達している組合員で、家族手当が支給されている者がいるが、今後も支給されるのか確認したい。

会社) 次回確認して回答する。

東海日動社の中間決算について

組合) 中間決算について説明を聞きたい。

会社) 正味収入保険料は前年同期比+4.5%の9,712億円となったが、大手他社の増収率は当社を上回っている状況である。損害率は前年同期比▲6.5Pの62.6%、事業費率は+0.1P上昇し30.8%で、コンバインレシオは正味保険料の増収、正味支払保険金の減少などにより前年同期比▲6.4Pの93.4%となった。保険引受利益は異常危険準備金、外貨建支払備金の積増負担増加などの要因により、前年同期比▲116億円の減益の82億円にとどまった。なお、これらの特殊要因を除く、実質保険引受利益は、増収に加え自然災害が少なかったこと、為替変動の影響や自然災害を除いたベースでの発生保険金の減少などにより、前年同期比+482億円の392億円と、実質的な収支は改善している。今中期計画としては順調に推移しているとみている。通期予想では、保険収支の改善があるものの、円安の進行による外貨建支払備金、消費税率引上げ決定に伴う支払備金の積増負担増などにより、修正利益ベースでは当初計画より▲120億円の600億円を見込んでいる。組合とは合意していないが、会社が提案した業績賞与算出スキームにあてはめると、111.3ポイントとなる。

組合) 計画も順調に推移していて利益も出ている、この結果をしっかりと従業員の賃金に反映させるべきである。

特定マーケットにおける特約や割引について

組合) 特定のマーケットにおける、火災保険の特約や割引などについて説明を求める。

会社) 特定のマーケットにおいて他社競合上、ぎりぎりの判断のもと特別に認可をしている。会社としては本意ではなく数億のマーケットの防衛のためなので簡単に色々なところで認可はできないと理解してもらいたい。

組合) TNPまごころ社は名刺の裏にもうたっている通り、東京海上日動社本体の社員であり、社員として保険募集に従事している。社員が販売できない商品や特約があるのは顧客との信頼関係に支障をきたす。会社の説明では、販売できない理由を顧客に説明できない。一般に販売している商品は社員であれば当たり前販売出来るようにするべきだ。

会社) あくまで、特別に認可しているものだと理解いただきたい。

組合) 理解できる問題ではない。

通勤・業務時のガソリン代の支給について

組合) 前回、通勤時のガソリン代が15円から20円に引き上げについて説明を受け、業務使用時との差異や根拠について口頭確認し、必要であれば根拠資料を示すと確認していたが齟齬があったようなので再度確認したい。

会社) 詳細な根拠資料については提出できないが個別ではなく、全従業員にあてはまる一定のルールの中で決定している。

組合) その説明ではよくわからないが、他の従業員の業務使用実態を聞きたい。

会社) 他の従業員においては、業務使用は特認申請を許可してから使用しているので年間通じても稀な状況ではある。

組合) 私たちの業務の実態と比較しても、かなりかけ離れている。組合として、組合員の実態を精査し、また、支給額が一般的にあまりにも合理性がないと判断した場合は、あらためて協議を申し入れる。

会社) 了解。

まごころ社に移行したものに対する連絡体制について

組合) 私たちは和解後、まごころパートナーズ社に出向し、元々の職場から変更になった者がほとんどである。その中で元々いた職場に未だに顧客からの問い合わせや郵便物が届いたりするが、いないので分からないといった対応や、届いた郵便物が開封されたあとで本人に転送されたりするという実態がある。会社として私たちのことをどう説明し、指導がされているのか確認したい。

会社) 会社としては丁寧に対応するように指導している。実態として問題が発生しているならば、その都度、個別対応するので連絡していただきたい。

組合) 再度徹底を求める。問題があったらすぐに連絡する。

以 上